

鳥取県告示第 837 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 10 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字八橋字長坂3444の4、字箕ヶ平3455の22、3455の25、3455の27、3455の28、3455の31、3455の32、字陣配坂ノ前3459の7、字陣配坂3461の3、字岩船山3464の1・3464の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3464の3、3464の4、3464の6、3464の7、3464の21、3464の22、3464の29（次の図に示す部分に限る。）、3464の36、3464の37、3464の67、3464の68、3464の91、3464の92、字蛇抜谷3471の1、字上大平3472の1（次の図に示す部分に限る。）、3472の10、3472の17、3472の20、3472の49、3472の50、3472の52、字大谷上ミ坂3474の13、3474の14、3474の15（次の図に示す部分に限る。）、3474の48、3474の83

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字長坂3444の4・字岩船山3464の1・3464の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、3464の3、3464の4、3464の6、3464の7、3464の21、3464の22（次の図に示す部分に限る。）、3464の36・3464の37（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3464の67、3464の68（次の図に示す部分に限る。）、3464の91、3464の92

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）